

災害救助法に伴う被災住宅の応急修理のご案内

住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊（準半壊）の被害を受け、自ら修理する資力の無い世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

対象者

次のすべてに該当する者

- ① 災害により住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊（準半壊）の被害を受けていること
※ 全壊の場合でも、応急修理を行うことにより、居住が可能となる場合は対象となります
- ② 応急修理をすることにより、避難所等への避難を要しなくなること
※ 対象者が自宅にいる場合でも、日常生活に不可欠な部分に被害があれば対象となります
- ③ 応急仮設住宅（公営住宅や民間賃貸住宅等を含む）を利用しないこと（一時避難は可）
- ④ 半壊または一部損壊（準半壊）の被害を受けた場合は、自らの資力で応急修理が出来ないこと

対象工事

※詳細はお問い合わせください

- ① 災害による被害と直接関係のある修理のみ対象です
例) 壊れた屋根の修理、壊れた硝子の交換など（古いものなどの交換は『対象外』です）
- ② 内装に関するものは原則対象外です 例) 畳や壁紙のみの補修、交換は『対象外』です
ただし、壊れた床や壁と合わせて補修等を実施する場合は、定められた範囲のみ対象とします
- ③ 修理方法は代替措置でも可とします
例) 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する
- ④ 家電製品等は対象外です 例) 温水洗浄便座は『対象外』です

支援内容

- ① 【限度額】 大規模半壊または半壊の場合 1世帯あたり 595 千円
一部損壊（準半壊）の場合 1世帯あたり 300 千円
 - ② 限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります
- ※ 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合であっても、限度額は1世帯あたりと同額です

注意事項

- ◆ 工事完了期限は、原則として災害発生日より1ヶ月以内とします（必要に応じて延長する場合があります）
- ◆ 原則、市に登録している業者による工事となりますが、登録されていない業者を希望する場合は、お問い合わせください
- ◆ 工事費用の支払いが完了している場合は申請できません

お問い合わせ・お申し込み

大船渡市役所 住宅公園課 住宅建築係（本庁舎3階） TEL：0192-27-3111（内線322）